

社会福祉法人童会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人童会の役員、評議員及び評議員選任・解任委員に対する報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等を支給する業務)

第2条 報酬等を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会への出席
- (2) 評議員会への出席
- (3) 監事による監査
- (4) 行政機関の監査等への立会
- (5) 評議員選任・解任委員会への出席
- (6) その他、理事長が必要と認めた業務

(報酬の額)

第3条 役員等に対する報酬の額は、別表1のとおりとする。

(費用弁償の額)

第4条 役員等に対する費用弁償の額は、別表2のとおりとする。

(兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する役員等は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(支払い)

第6条 報酬等は、現金により支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(その他)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成31年7月1日から施行する。

別表第1 報酬（第3条関係）

区分	報酬
評議員	日額 3,000 円
評議員選任・解任委員	日額 3,000 円
役員	日額 3,000 円

別表第2 費用弁償(第4条関係)

区分	費用弁償	宿泊料
評議員	日額 1,000 円	1夜につき 10,000 円
評議員選任・解任委員	日額 1,000 円	1夜につき 10,000 円
役員	日額 1,000 円	1夜につき 10,000 円

[備考] 交通費、宿泊料の実費が費用弁償額を超えるときは、実情を考慮し、増額することができる。ただし、実費を超えることはできない。